

米国環境保護庁
ワシントン D.C.20460

大気放射局

2011年2月10日

ENERGY STAR コンピュータパートナーまたは他の関係者各位：

業界はモバイル分野における低電力技術を従来型のコンピュータプラットフォームに活用する傾向にあり、それに伴って、製品は、以前は低電力モードにおいてのみ観測されていた水準と同等のアイドル時消費電力値を提供するようになりつつある。このような製品には、従来型のシステムスリープモードが無い可能性があるが、その一方で大幅なエネルギー削減の機会を提供する。

11月22日、EPAは、一部の低消費電力量デスクトップコンピュータに関して、一定の条件を満たす場合において、スリープモードの代わりにアイドル時消費電力を使用することができることを明確に示す説明文を提案した。EPAはこの提案に対して、この考えを支持する意見や、アイドル制限値案を10Wから5Wに引き下げる可能性を示す意見を受け取った。EPAはこの制限値引き下げの可能性について調査したが、10Wを適切な暫定アイドル制限値として結論付けた。この水準に設定することにより、本書に基づいて適合となる製品が他のENERGY STAR ラベル表示製品と同じ効率基準値を遵守していること、またこれら製品にとって効率基準値への適合が容易にも困難にもならないことが確保される。しかし、要件の構成を引き続き適切なものにしておくために、EPAは、コンピュータ基準バージョン6.0の最新基準値と整合するように、当該基準の策定においてアイドル制限値を再度検討する予定である。

EPAあるいは関係者のいずれも本提案に対して懸念を示していないことから、EPAは、本書の説明内容を確定させて、本日発効とする。

コンピュータ基準バージョン5.2に対する説明

明確なシステムスリープを持たないが、ENERGY STAR コンピュータプログラムの対象であり、適切な製品機種種の定義を満たす低消費電力量デスクトップコンピュータについては、以下の両方の条件を満たす場合に、TEC 計算式においてスリープモード消費電力の代わりにアイドル時消費電力を使用することができる。

- ディスプレイのスリープが基準書において求められているとおりに実行される。：コンピュータのディスプレイは非稼働状態が15分経過した後にスリープに移行する。また本機能は出荷時において有効にされている。および、
- アイドル時消費電力は10W以下である。

この説明は、ENERGY STAR コンピュータ基準バージョン5.2の第3.5.2項に以下の文章を追加することを必要とする。

- iii. 明確なスリープモードを持たないが、アイドル時消費電力が10.0W以下のデスクトップコンピュータについては、計算式1においてスリープ (P_{SLEEP}) の代わりにアイドル時の消費電力 (P_{IDLE}) を使用することができる。このような場合において、計算式1の第2項 (P_{SLEEP}

* T_{SLEEP}) は ($P_{LIDLE} * T_{SLEEP}$) に差し代わるが、計算式 1 のその他の部分についての変更はない。

ENERGY STARプログラムへの継続的な支持に感謝する。

Sincerely,

Robert Meyers
U.S. Environmental Protection Agency, Climate Protection Partnerships Division
ENERGY STAR Program